「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z.指定自治体が検討									内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて固と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を 詰めるための協議を維持するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再接家に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
					担当省庁	担当課	根拠法令等	対応実	施時期 ス	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理	
群係と地域区				こ・診療用粒子線照射装置の普及が ・ 進まれる現在、診療用粒子線照射 と 装置による重粒子線治療の症例の 増加・多様化により技術開発の加よ ・ 速化に繋げるため、医療法等により り、放射線障害防止法による規制と	厚生労働省		医療法医療法施行規則	E	-	=	が、影が所及び助産所の開設及び管理に関し 必要な事項、これらの施設の整備並びに医療提 供施設相互間の機能を対象の連携を推 がある。		d	・高いQOLが実現できる診療用粒子線照射装置への社会ニーズが高まる一方で、放射線利用については医療法や障害防止法をはじ様数の法律により規制されており、届出や安全指置等に関する事材及理は一部重視して発生することから、診療和型子線照射装置の多の障害となる恐れがある。 「責命の見解では医療法の法性と他の法律の法益が異なることから、実務において共適項目があっても結婚や簡略は困難とのことであるが、現場における医療法で変める事務主義とは類様であるが、改場における医療法で変める事務主義とは類様であるが、現場における医療法で変める事務主義とは類様であるが、現場に対ける医療法で変める事務主義とは類様であるが、現場に対して経済といる。	提案の実現に向けて、自治体は具体的な改善点について更に検討を行うことが必一旦協議を終了するが、自治体は上記の点を踏まえて次回以降に厚生労働者と改協議を行うこと。	要。 V	
	部 26215 章	診療用粒子線照射装 そのなけぬ陰害によ			2回目												
	为 为	法からの適用除外			環境省	放射防護ク	†長官官房 放射防護グ ループ放射 線対策・保障 関する法律		-	-	放射線障害防止法では、放射線発生装置等の取 扱を規制することによって、放射線障害を防止し、 公共の安全を確保することが目的である。	○放射線障害防止法では、放射線発生装置等の取扱を規制することによって、放射線障害を防止し、公共の安全確保することが目的であり、医療法と異なる視点から見解を行っている。異なる視点からそれぞれの法律により規制を行うことは必要である。 ○個別の申請における申請書等の形式要件、法令の解釈、個別の 立入検査の進め方について、ご不明な点がある場合には、ご連絡いただければ必要に応じて対応させていただきたいと考えている。	d	・高いQOLが実現できる診療用粒子線照射装置への社会ニーズが高まる一方で、放射線利用については医療法や障害的止法をはは複数の法律により規制されており、届出や安全措置等に関する事務処理は一部重複して発生することから、診療用粒子線照射装置の表の障害となる私がある。 ・責庁の見解では障害防止法の法生他の法律の法益が異なることが、のよいて共適項目があっても能や簡銘は困難とのことであるが、現場における障害防止法で定める事務手続きは煩雑でさるため、具体的な改善点を挙げた場合、合理化及び簡素化について、検討頂きたい。	提案の実現に向けて、自治体は具体的な改善点について更に検討を行うことが必 一 旦協議を終了するが、自治体は上記の点を踏まえて次回以降に原子力規制庁と で協議を行うこと。		
					2回目												